三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡川南町大字川南字北牧原二六六五〇の一、二六六七九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字北牧原二六六五〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県伊那市長谷黒河内字三羽根一五七四番地内三等三角点美和を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第十六号で指定した土地の区域及び昭和四十一年建設省告示第三千九百三十七号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二三五度四二分五三秒

標柱一号から九四度三八分四四秒　一号

六八四・六二九メートルの地点　二号

標柱二号から一〇〇度四五分二四秒　三号

一四五・七七六メートルの地点

標柱三号から九一度五〇分〇六秒　四号

九九・三〇八メートルの地点

標柱四号から七六度二一分一三秒　五号

一六七・六六三メートルの地点

標柱五号から八八度五一分二〇秒　六号

一一六・七〇四メートルの地点

標柱六号から八三度二二分五一秒　七号

一〇八・六四四メートルの地点

標柱七号から六八度〇一分五九秒　八号

一三五・四六五メートルの地点

標柱八号から七二度〇八分一八秒　九号

七八・四六九メートルの地点

標柱九号から九七度四九分〇六秒　十号

八一八・三五七メートルの地点

標柱十号から四九度二二分五九秒　十一号

一六〇・八九〇メートルの地点

標柱十一号から八一度二五分一六秒　十二号

七三・三七〇メートルの地点

標柱十二号から一四度五九分一一秒　十三号

三六・〇四七メートルの地点

標柱十三号から七八度三二分二五秒　十四号

五〇・二三一メートルの地点

標柱十四号から一六〇度二九分三八秒　十五号

一〇一・四〇四メートルの地点

標柱十五号から二四一度三四分一三秒　十六号

三一九・九一六メートルの地点

標柱十六号から二七二度一五分一二秒　十七号

四二八・八六六メートルの地点

標柱十七号から二七五度一一分一八秒　十八号

三八六・六八六メートルの地点

標柱十八号から二五二度四九分三二秒　十九号

二三七・四五八メートルの地点

標柱十九号から二六二度一七分二〇秒　二十号

三四二・九一八メートルの地点

標柱二十号から二七五度〇八分二五秒　二十一号

六七四・五二八メートルの地点

標柱二十一号から二六九度五八分六〇秒　二十二号

二五〇・九四九メートルの地点

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

コタシロ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県飯田市南信濃木沢三三番地内四等三角点ホケを基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千五百二号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一七七度五五分四一秒

八二三・一一九メートルの地点　一号

標柱一号から二四六度五九分三一秒

三二・九七四メートルの地点　二号

標柱二号から二六二度四三分二一秒

七九・一六三メートルの地点　三号

標柱三号から二三五度四五分二七秒

四七・七一〇メートルの地点　四号

標柱四号から二六七度〇六分四四秒

一七・八六二メートルの地点　五号

標柱五号から二八四度三一分三三秒

四五・五六二メートルの地点　六号

標柱六号から三〇〇度二七分一三秒

四八・〇九七メートルの地点　七号

標柱七号から三三〇度五八分〇八秒

八六・四一六メートルの地点　八号

標柱八号から七度三六分〇一秒

四六・一九三メートルの地点　九号

標柱九号から六一度〇八分三一秒

一七・二九八メートルの地点　十号

標柱十号から一一四度四七分五〇秒

四四・一一八メートルの地点　十一号

標柱十一号から一三〇度五一分三一秒

五〇・八三一メートルの地点　十二号

標柱十二号から八六度四〇分一四秒

一二七・四八二メートルの地点　十三号

標柱十三号から五二度五九分一一秒

四一・五一三メートルの地点　十四号

標柱十四号から九九度四四分五二秒

二五・五九三メートルの地点　十五号

標柱十五号から一七〇度〇一分五〇秒

五〇・三一〇メートルの地点　十六号

○国土交通省告示第三百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　黒川

長野県伊那市長谷黒河内字三羽根一五七四番地内三等三角点美和を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第五十九号で指定した土地の区域及び昭和四十一年建設省告示第三千九百三十八号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二三五度四二分五三秒

二九八・〇五六メートルの地点　一号

標柱一号から九四度三八分四四秒

一四五・七七六メートルの地点　二号

標柱二号から一〇〇度四五分二四秒

九九・三〇八メートルの地点　三号

標柱三号から九一度五〇分〇六秒

一四五・七七六メートルの地点　四号

標柱四号から七六度二一分一三秒

一六七・六六三メートルの地点　五号

標柱五号から八八度五一分二〇秒

一一六・七〇四メートルの地点　六号

標柱六号から八三度二二分五一秒

一〇八・六四四メートルの地点　七号

標柱七号から六八度〇一分五九秒

一三五・四六五メートルの地点　八号

標柱八号から七二度〇八分一八秒

七八・四六九メートルの地点　九号

標柱九号から九七度四九分〇六秒

八一八・三五七メートルの地点　十号

標柱十号から四九度二二分五九秒

一六〇・八九〇メートルの地点　十一号

標柱十一号から八一度二五分一六秒

七三・三七〇メートルの地点　十二号

標柱十二号から一四度五九分一一秒

三六・〇四七メートルの地点　十三号

標柱十三号から七八度三二分二五秒

五〇・二三一メートルの地点　十四号